

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 宮城県仙南保健福祉事務所長

審査請求人が平成23年 月 日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

宮城県仙南保健福祉事務所長が平成23年10月27日付け仙南保福第698号で審査請求人に対してした生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

宮城県仙南保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成23年10月27日付け仙南保福第698号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 平成 年 月 日に請求人が 損害賠償金（以下「賠償金」という）が発生することとなった時、当時の宮城県仙南保健福祉事務所の生活保護班の職員に当該賠償金を受け取って良いのかと連絡を取り、受け取って構わないと言われたにも関わらず、2年以上経過した現在になって本件処分が適用されるのは不当である。
- (2) 賠償金が発生することとなった時に保護費の返還の必要性がわかっていたら返還することは可能であったが、当時はその必要性について認識していなかった。処分庁からの説明がなかったためであり、処分庁の事務処理怠慢によるものであるにも関わらず、 経過した現在になって本件処分が適用されるのは納得できない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書及び添付

書類によれば、次の事実が認められる。

- (1) [REDACTED]
- (2) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に、審査請求人代理人[REDACTED]（以下「代理人」という。）に電話し、請求人が[REDACTED]を確認したこと。処分庁から提出されたケース記録（以下「ケース記録票」という。）には、同日の記録として、処分庁が代理人に対し、賠償金を受領したら収入申告を行うこと、関係書類が送付された場合には提出すること及び法第63条の適用により処分庁に費用返還となることを説明した旨が記録されていること。
- (3) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に[REDACTED]で代理人と面接したこと。ケース記録票には、同日の記録として、処分庁が、代理人に対して賠償金の受取など、動きがあった場合には連絡するよう依頼した旨が記録されていること。
- (4) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に請求人宅で請求人と面接したこと。ケース記録票には、同日の記録として、処分庁が請求人に対し賠償金の受領時の収入申告及び法第63条による返還について説明し、賠償金の受領について動きがあった場合には連絡するよう指導した旨が記録されていること。
- (5) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に請求人宅で請求人と面接し、請求人に賠償金の受領について確認したところ、[REDACTED]年前に賠償金が[REDACTED]ほど支払われたが、手続は代理人とその夫が行い賠償金の管理は代理人が行っているとの話を聞いたこと。
- (6) 処分庁は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に代理人宅で代理人と面接し、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日に請求人名義の通帳に[REDACTED]の名義により[REDACTED]が入金されていたことを確認したこと。
- (7) 処分庁は、平成23年10月27日付けで、請求人あてに本件処分について通知したこと。
- (8) 請求人は、本件処分を不服として、平成23年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで本件審査請求を行ったこと。

2 判断

- (1) 弁明書によれば、処分庁は、本件処分に関し、賠償金が発生することを知った時点で、請求人に対して行った指導の内容及び請求人が賠償金を受領した後2年以上経過してから本件処分を行ったことについて、おおむね次のとおり主張している。

イ 代理人は、償金が発生した際、処分庁に受け取っていいのかと問い合わせ、受け取ってもかまわないと言われたと主張するが、生活保護業務の担当職員として臨時的に受領した収入を生活費として消費して良いと言うことは考えられない。

ロ 請求人が[REDACTED]ことを知った時に、賠償金を受領する時の収入申告について指導し法第63条の適用の可能性について説明している。当時の担当職員は、その後も請求人及び代理人に対し同様の説明を行っていたものである。

ハ 法第61条は、生活保護受給者に収入、支出その他生計の状況について変動があった場合の届出義務を課しているが、請求人が賠償金を受領した時は、請求人から収入申告はなされず、賠

償金を受領した時点において生活保護費の支給を受けていたことから、法第63条を適用し本件処分を行ったものである。

- (2) まず、法第63条の適用について検討する。同条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定されており、生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問13-6（3）では、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、「 の場合は、被害者に対して 法により保険金（強制保険）が支払われることが確実なため、事故発生の時点とされ、また問答集問13-18では法第63条の規定による返還請求権について「返還請求権の消滅時効期間は5年間（地方自治法第236条）」とされている。請求人は前記第1の2（1）のとおりに主張するが、処分庁が賠償金の受領により請求人に資力があつたものとして当事請求人が受けた保護費について法第63条の規定に基づく費用返還請求の対象となると判断したことについては誤りはない。

- (3) 次に、処分庁の事務処理について検討する。請求人は、前記第1の2（2）のとおりに法第63条により返還の必要性について処分庁による説明がなかったのは処分庁の事務処理の怠慢であり、本件処分が適用されることは納得いかないと主張する。しかし、前記1（2）及び（4）のケース記録票の記録内容を踏まえれば、平成 年 月 日に処分庁が代理人に電話した時及び平成 年 月 日に処分庁が請求人宅で請求人と面接した時に、処分庁が法第63条による返還について説明を行っていることを認めるのが相当である。

- (4) そして、被保護者の収入申告義務については、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変化があつたとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定されており、請求人は賠償金を受領した際に処分庁に届け出なければならなかったが、それを届け出ない事実が認められることから、請求人の主張を認めることはできない。

ところで、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。（以下「課長通知」という。）問第8の55では、「収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること」及び「保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること」とされており、処分庁は、請求人に対し、少なくとも12箇月ごとに収入申告を行わせるべきであつたにもかかわらず、平成 年 月 日に請求人の居宅を訪問した際に収入申告書を徴して以降、平成 年 月 日に請求人の居宅を訪問した際に徴するまでの間、収入申告書を徴していないことが認められ、また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第12-1では、「世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に

訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じて見直すこと」とされ、局長通知第12の1(2)アでは、家庭訪問は「少なくとも1年に2回以上訪問すること」とされているが、処分庁は平成 年 月 日に訪問してから平成 年 月 日に訪問するまでの間、一度も請求人を訪問しておらず、また電話、手紙等による連絡も行っていないことが認められる。処分庁がこれらの事務処理を行っていれば、より早い時期に法第63条の規定による費用返還決定ができた可能性があることは否定できないものの、上記(2)から(4)までを踏まえれば、これらの事情があることをもって直ちに本件処分が違法又は不当であると認めることはできない。

- (5) しかしながら、処分庁は、本件処分に係る費用返還決定金額を、平成 年 月 日に請求名義の口座に振り込まれた賠償金の全額としていることが認められるが、法第63条に規定されている保護の実施機関の定める額については、「改訂増補 生活保護法の解釈と運用 厚生省社会局保護課長 小山進次郎著」では、法第63条に規定する「保護の実施機関の定める額」の解釈として、「全額を返還させることが不可能、或いは不適当な場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものである」とあり、また、問答集問13-5では、法第63条に基づく返還額の決定に当たっては、「原則として、最低生活に充当できる資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされ「次の範囲」の「エ」として、「当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている。
- (6) また、平成18年12月21日大阪高等裁判所判決では、法第63条に規定する返還させる金額についての保護の実施機関の裁量については、「全くの自由裁量というべきでなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものかどうか、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度であるかどうか、同条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについては、保護実施機関の判断に合理性がなく、その判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には違法というべき」と判断される。
- (7) (5)及び(6)を踏まえて本件についてみると、処分庁は、本件処分に係る費用返還決定金額の決定に当たり、収入がどのような趣旨のものでどのような用途に充てられたのか、全額返還により請求人の自立を著しく阻害するか等についても調査及び検討が行われたものとは認められない。したがって、これらの調査及び検討を行わずに、賠償金の全額を返還額とした本処分は、その判断に合理性があるとは認められず、不当な処分であるといわざるを得ない。
- (8) また、次官通知第8の3(2)エ(イ)では、「保険金その他の臨時収入(災害等に係る臨時的収入のうち自立更生のためにあてられる額を除く。）」については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定すること」とされており、本件においては、少

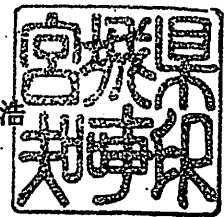
なくとも賠償金の金額から少なくとも8,000円を超えた金額を収入として認定しなければならぬところ、賠償金の全額を収入として認定している。したがって、本件処分は、その額の決定について妥当性を欠いているといわざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、本件処分は不当な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年4月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明します。

平成24年4月24日

宮城県知事 村 井 嘉 浩